キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務に係る

プロポーザル募集要項

令和６年１月４日

伊勢原市経済環境部商工観光課

１　委託業務の名称

キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務

２　契約期間

契約締結日から令和６年７月31日（水）まで（予定）

３　委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

　　119,000,000円

４　プロポーザル形式及び参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加するための資格は、企画提案書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、契約をしないことができるものとする。

(1) 法人であること。

(2) 過去に自治体と連携したキャッシュレス決済に伴うポイント還元事業の実績があること。

(3) 関係団体等との円滑な調整が可能であること。

(4) 伊勢原市及び神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(5) 本委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(6) 神奈川県建設工事暴力団対策協議会設置要綱に基づく指名除外期間中の者でないこと。

(7) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する者でないこと。

(8) 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

(9) 過去６ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

(10) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

(11) 税を滞納している者でないこと。

５　スケジュール

(1) 募集要項等の配付　　　令和６年１月４日（木）

(2) 質問書の受付　　　　　令和６年１月11日（木）午後５時まで（必着）

(3) 質問に対する回答　　　令和６年１月12日（金）

(4) 参加申込み受付　　　　令和６年１月15日（月）午後５時まで（必着）

(5) 企画提案書の受付　　　令和６年１月22日（月）午後５時まで（必着）

(6) 審査会　　　　　　　　令和６年１月26日（金）（予定）

(7) 提案者への結果通知　　令和６年１月末頃（予定）

６　参加手続き

 (1) 質問の受付及び参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の期限までに参加申込書【様式１】を提出すること。本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。なお、質問に対する回答により仕様に変更の必要が生じた場合は、質問の回答を本要項の業務内容にも適用することとする。

質問書に対する回答は、全ての参加者に対して電子メールにて行う。

ア　提出期限

①質問書（任意様式）　　令和６年１月11日（木）午後５時まで

②参加申込書【様式１】　令和６年１月15日（月）午後５時まで

イ　提出方法　電子メール

ウ　提出先　伊勢原市経済環境部商工観光課

電子メール　syoukou@isehara-city.jp

エ　回答日　令和６年１月12日（金）

(2)　企画提案書の提出

次の企画提案書を提出すること。様式の指定のあるものは当該様式を使用し、指定のないものはＡ４版（縦・横は自由）で作成すること。

ア　提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 提出物 | 注意事項・記述内容等 |
| ① | 提案者概要書【様式２】 | ○提案者の概要、事業内容が分かるように記載すること。○関連業務の実績に関しては、本件と類似した契約実績について、件数、事業概要等について記載すること（実績は令和２年４月～令和５年11月末に完了した契約又は現在履行中の契約とする。）。 |
| ② | 企画提案書【様式任意】 | ○本業務についての総合的な考え方○本市の商業・観光等における現状・特性への理解○本事業の業務実施体制（人員配置等）○個人情報の取扱・不正利用対策等○事業実施スケジュール○事業実施案・本市において最も効果的に本事業を実施することができる　キャッシュレス決済事業者を複数選定するとともに、ポイント還元費等の予算配分について示すこと。・本事業の仕様書における「業務内容」に基づき、自社の強みが分かるように示すこと。　・ポイント還元事業における最大限の効果を発揮するため、見積書で掲げたポイント還元費の達成に向けた具体的な取組内容について示すこと。　・ポイント還元費の上限管理及びキャンペーンの停止方法を　示すこと（決定から停止までの所要日数、利用者及び対象店舗への周知方法等）○各キャッシュレス決済事業者の現状　・本事業の対象として提案する各キャッシュレス決済事業者の令和５年11月30日現在の市内店舗数（総数、本事業の対象店舗数）を示すこと。　・対象店舗の範囲について、判断基準を示すこと。　・新たに決済サービスを導入する際の、店舗の費用負担の有無（初期費用、決済手数料、入金手数料）について示すこと。○事業実施結果の分析・評価方法　・キャンペーン期間中・期間後に分けて、分析可能な内容について提案すること。○その他特記事項　・仕様書に記載されていない提案者からの企画提案など |
| ③ | 見積書 | ○項目等がわかる内訳を記載し、税込み額も明示すること。○代表者名を記載し、押印すること。* 記載された見積額に当該見積額の10％に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとする。
 |
| ④ | 関連業務の成果資料等 | ○これまでの関連業務の実績や取組内容が分かる資料等 |

※　審査を公平に実施するため、②及び④には提案者が特定されるような表記や表現は使わないこと。

イ　提出部数　10部(①及び③については2部)

ウ　提出期限　令和６年１月22日（月）午後５時まで（必着）

エ　提出方法　持参又は郵送

オ　提出先　　伊勢原市経済環境部商工観光課

７　選定方法

1. 提出された企画提案書等について、要件等の形式審査の上、審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）を経て委託契約候補者を１者決定する。なお、出席者は、業務責任者を合わせて最大２名以内とし、次のとおり行う。

ア　実施日時　令和６年１月26日（金）午前予定

　　　　　　　※実施日時は別途申込みがあった事業者に個別に連絡する。

イ　プレゼンテーションの順番は、企画提案書受理の先着順とする。

ウ　プレゼンテーションに際しては、原則提出した企画提案書のみを使用すること。やむなく追加資料がある場合は、事前に了解を得た上でプレゼンテーションの前に配付すること。

エ　出席ができない場合は、審査会参加の意思がないものとみなし、失格とする。

オ　得点が同じ提案があった場合は、審査員の投票により決定する。

カ　審査項目に著しく低い点数があった提案は、合計得点及び順位いかんに関わらず、不採用となる場合がある。

1. 前項の審査にあっては、審査会は次の内容について審査して選定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| １　類似事業の実績 | ・本事業に類似した事業の実績 | 5点 |
| ２　事務局の運営体制 | ・運営にあたっての組織体制、人員配置等・個人情報の管理体制 | 15点 |
| ３　提案内容 | ・提案キャッシュレス決済事業者と予算配分・還元費用に係る予算管理体制・事務局機能・対象店舗の管理・選定・リスト作成方法・消費者及び事業者に向けたキャッシュレス決済普及促進方法（営業体制、説明会の実施等）・相談窓口・コールセンターの設置　等 | 40点 |
| ４　ＰＲ手段 | ・市内外に向けた事業周知方法・キャンペーン特設サイトの内容 | 10点 |
| ５　業務の実現性 | ・業務実施に向けた工程及び業務内容が明確に示されており、実現可能なスケジュールとなっているか | 10点 |
| ６　積算内容の妥当性に関する事項 | ・見積りと業務内容との整合性・予算総額に占めるポイント還元額の割合※①・見積り総額に占める事務費等の割合※② | 20点 |
| 合計 | 100点 |

※①

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ５点 | ４点 | ３点 | ２点 | １点 |
| 予算総額に占める還元額の割合 | ８０％以上 | ６０％以上８０％未満 | ４０％以上６０％未満 | ２０％以上４０％未満 | ２０％未満 |

　【予算総額に占める還元額の割合】

　［消費者に還元されるポイントに相当する金額（円）］／［予算総額（119,000千円）］＊100

※②

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １０点 | ８点 | ６点 | ４点 | ２点 |
| 見積り総額に占める事務費等の割合 | １０％以上２０％未満 | ２０％以上３０％未満 | ３０％以上４０％未満 | ４０％以上５０％未満 | ５０％以上 |

　【見積総額に占める事務費等（還元額・販促費を除いた経費）の割合】

　［事務費（円）］／［見積り総額（円）］＊100

(3)　参加が無効となる場合

提案者概要書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。

ア　提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。

イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ　虚偽の内容が記載されているもの。

エ　その他本募集要項に違反すると認められたとき。

(4)　審査結果の通知

令和６年１月末頃に通知する。

８　業務委託の契約手続き

次のとおり、業務委託の契約手続を行う。

(1) 契約の相手方として選定された提案者は、仕様に関する具体的な協議を行う。これにより、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。この協議が整った場合には、契約締結となる。

(2) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続を行う。

９　留意事項

(1) 参加にかかる経費は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、原則として返却しない。

(3) 同一の参加者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(4) 提出期限以降における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。

(5) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとする。

10　問合せ先

〒259-1188　伊勢原市田中３４８番地

伊勢原市経済環境部商工観光課

担当者　坂間、吉田

電話 　０４６３－９４－４７３２（直通）

ＦＡＸ ０４６３－９５－７６１３

電子メール　syoukou@isehara-city.jp